

打ち合わせ確認欄		
正監督員	副監督員	

奥出雲町建設工事仕様書

契約後速やかに監督職員と協議を行うこと。

照合	課長	照合者

国庫 文書番号 奥公告第81号

工事名	奥出雲たたらと刀剣館展示改修工事(1期)				
査定番号		施行位置	奥出雲町 横田 地内		
工事種別	一般建築	建設工事の種類	建築一式		
契約の方法及び条件	契約方法	一般競争入札(事後審査型)		入札場所	奥出雲町役場(仁多庁舎)
	入札日時	令和8年10月8日 10時05分		質問期限	令和8年9月25日 17時00分
	入札保証金	奥出雲町財務規則第109条において準用する第102条に既定により免除する。		契約保証金	有
	前金払	有		部分払	有
	最低制限価格	設ける		完成期日	令和9年3月31日
	その他の条件	(1) 紙入札とする(郵便入札は認めない) (2) 入札回数は1回とし、再度入札は行わない			
	現場説明	実施する			
契約の内容	区分	契約年月日	着手年月日	竣工年月日	請負金額
	当初契約				円
	変更契約				円
	変更契約				円
	受注者住所・氏名				
監督職員	正監督員			副監督員	
記 事	(注1) 建設リサイクル法対象の有無 有 (注2) 入札に参加しようとする者の間に別紙に示す資本関係又は人的関係がないこと。 (注3) 請負代金の額が500万円以上の工事においては、請負者は中間前金によるか又部分払によるかを契約締結時に選択するものとし、契約締結後の変更は認めないものとする。 (注4) 配置技術者について (1) 請負代金の額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事については、主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置しなければならない。 (2) 入札日以前又は入札当日において、他の工事を受注又は落札したことによって配置技術者を配置できなくなった場合は、本工事の入札参加資格を失うため、入札書提出前であれば、入札辞退届を提出すること。また、入札書提出後であれば、配置技術者を配置できなくなった旨を届け出ること。 (3) 落札後において、配置技術者の重複等によって配置技術者の配置ができないことが明らかとなった場合は、契約前であれば契約を締結しないこともあり得ること。また、契約後であれば契約を解除することもあり得ること。 (注5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は見積った契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ額)の110分の100に相当する金額とすること。この場合、10%に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 (注6) 本工事は「島根県公共工事共通仕様書」並びに「島根県公共工事共通仕様書 特記事項」を適用する。 これらについては、次の島根県ホームページを参照のこと。 http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/				

- 1, 特許権等権利の対象となっている施工方法の指定（第8条）
該当なし
- 2, 監督職員を2人以上置く場合のそれぞれの監督員の有する権限内容（第9条第3項）
内容の定め無し
- 3, 中等を超える品質を必要とする工事材料（第13条第1項）
該当なし
- 4, 監督員の検査を受けて使用すべき工事材料の指定（第13条第2項）
該当なし
- 5, 監督員の立会のうえ調査すべき工事材料の指定（第14条第1項）
該当なし
- 6, 調査について見本検査を受けるべき工事材料の指定（第14条第1項）
該当なし
- 7, 監督員の立会のうえ施工すべき工事の指定（第14条第2項）
該当なし
- 8, 見本又は工事写真等の記録を整備すべき工事材料の調査又は工事の施工（第14条第3項）
該当なし
- 9, 支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期（第15条第1項）
不用となった支給材料又は貸与品の返還方法（第15条第9項）
支給材料の使用方法（第15条第11項）
該当なし
- 10, 工事の施工上必要な用地で発注者が確保するものの指定（第16条第1項）
該当なし
- 11, 部分払いの対象とする工事材料及び工場製品の指定（第38条第1項）
該当なし
- 12, 部分引渡しを受ける部分の指定（第39条第1項）
該当なし
- 13, 火災保険その他の保険に付さなければならないもの（第53条第1項）
該当なし

【資格要件】

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

- ①資本関係以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
(i)親会社と子会社の関係にある場合
(ii)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ②人的関係以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(i)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
(i)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(ii)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

奥出雲たたらと刀剣館展示改修工事（１期） 仕様書

1 工事名

奥出雲たたらと刀剣館展示改修工事（１期）

2 目的

奥出雲たたらと刀剣館は、中世から近世日本における鉄の一大産地であった奥出雲地方の製鉄の歴史や記述的変遷、昭和５２年に復活した「日刀保たたら」に関する資料や映像を展示する施設として、平成４年の開館以来多くの来館者が訪れている。

開館から３０年以上が経過し、展示パネルや展示物の老朽化が進んでいることやインバウンドに対応した展示などが課題となっていることから、施設全体の展示及び施設の改修を行うものである。なお、工事は１期（令和８年度）、２期（令和９年度）の２か年に分けて実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

4 施設の概要

施設名 奥出雲たたらと刀剣館

所在地 島根県仁多郡奥出雲町横田１３８０－１

床面積 ８５５㎡（本館、鍛錬場、多目的ホール）

4 工事概要

奥出雲たたらと刀剣館の展示改修工事及び施設の１期改修工事。

（詳細は設計図特記仕様書のとおり）

（１）展示室

- ①内装解体
- ②新規自動ドア建設
- ③家具購入
- ④映像機器導入

（２）鍛錬場

- ①内装解体
- ②内装工事（壁・天井の塗装等）
- ③什器工事（展示ケース、パーテーション設置）
- ④造作工事
- ⑤映像機器導入
- ⑥電気・防災設備工事
- ⑦グラフィック・映像コンテンツ作成

（３）多目的ホール

- ①内装解体
- ②内装工事（壁・天井の塗装等）

- ③什器工事（展示ケース、ジオラマ設置）
- ④造作工事
- ⑤映像機器導入
- ⑥電気・防災設備工事

5 成果品

以下の成果品一覧に定める成果品を提出すること。

成果品については業務完了時に提出し、発注者の検査を受けなければならない。

【成果品一覧】

- ・展示物ほか関連機器等
- ・取扱説明書・保守管理マニュアル及びその電子データ 一式
- ・展示物の制作・設置状況及び設置完了写真及びその電子データ 一式
- ・完成図面及びその電子データ 一式
- ・事業実施報告書及びその電子データ 一式
- ・その他発注者が必要と認めるもの

電子データは、電子記録媒体（ハードディスク等）に保存すること。

また、製本版と同じタイトルを付したフォルダ名・ファイル名で作成すること。

電子記録媒体には、PDF 形式のデータを格納すること。また、PDF とは別に、Word、Excel、CAD 等、町が指定するデータ形式により都度協議のうえ提出すること。

6 施工上の留意点

- (1) 本工事の施工に当たっては、以下の資料を参考とすること。

奥出雲たたらと刀剣館整備計画（展示リニューアル基本計画）

- (2) 受注者は、本工事に関連する躯体改修工事、既存展示資料の搬出搬入、機械設備工事等の別工事との綿密な連携を図るための発注者の内部調整等に協力すること。
- (3) 成果品に関する内容全て（本文、図表、図面等）において、使用権が発注者に帰属するものとする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項、本仕様書に疑義が生じた場合及び仕様変更の必要が生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。